

農業委員会名簿

出席	役職	氏名	備考
出席	会長	日永 熙	
出席	副会長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出席	副会長	加藤 勘治	
出席	副会長	吉川 靖雄	
出席	委員	服部 多恵子	
出席	委員	荻巢 征夫	
出席	委員	野口 隆	
出席	委員	藤原 智	
出席	委員	加藤 薫	
出席	委員	水谷 善一	
欠席	委員	黒田 國昭	
出席	委員	中野 英孝	
出席	委員	鈴木 義英	
出席	委員	濱田 恒雄	
出席	委員	蜂須賀 時夫	
出席	委員	伊藤 幹雄	
出席	委員	服部 勝明	
出席	委員	横井 博昭	

出席	役職	氏名	備考
出席	委員	立松春雄	
出席	委員	加藤清治	
出席	委員	小林義昭	
出席	委員	辻義則	
出席	委員	三輪清博	
出席	委員	村上守國	
出席	委員	野口ゆき彖	
出席	委員	井戸田幸夫	
欠席	委員	安田秀樹	
欠席	委員	佐藤武司	
出席	委員	古野正史	
出席	委員	石垣謙治	
出席	委員	野田峯和	
出席	委員	堀田重孝	
出席	委員	服部政良	
出席	委員	植田秀夫	
出席	委員	中島義雄	
欠席	委員	伊藤宗雄	
出席	委員	古江寛昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
係 長（事務担当）	渡 辺 弘 康

進 行 要 領

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成22年12月20日(月)午前9時00分から午前9時49分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(33人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員(4人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p style="margin-left: 2em;">日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p style="margin-left: 2em;">日程第2 議案第29号 農地法第3条関係</p> <p style="margin-left: 2em;">日程第3 議案第30号 農地法第5条関係</p> <p style="margin-left: 2em;">日程第4 決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p style="margin-left: 2em;">日程第5 専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p style="margin-left: 2em;">日程第6 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p style="margin-left: 2em;">日程第7 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p style="margin-left: 2em;">日程第8 専決報告 現況証明願</p> <p style="margin-left: 2em;">日程第9 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書</p> <p style="margin-left: 2em;">日程第10 報 告 農地改良届出書</p> <p style="margin-left: 2em;">日程第11 報 告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用</p> <p style="margin-left: 2em;">日程第12 その他</p> <p>6．農業委員会事務局職員 (3人)別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 鷲野継久、と係長 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p style="margin-left: 2em;">開会(午前9時00分)</p> <p style="margin-left: 2em;">皆さんおはよう御座います、定刻になりましたので平成22年12月農業委員会定例会を始めたいと思います。それでは、愛西市農業委員会総会規則第5条により議事の進行は日永会長さんをお願いします。会長さん宜しく申し上げます。</p> <p style="margin-left: 2em;">〈会長あいさつ〉</p>
事務局長	

会長

それでは、本日の出席者数は（37名中33名）で、定足数に達しておりますので、只今より12月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

それでは、議席番号24番 井戸田幸夫 委員、議席番号27番 古野正史 委員を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第29号	農地法第3条関係	8件
議案第30号	農地法第5条関係	11件
決定第10号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	2件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	7件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件
専決報告	現況証明願	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	11件
報告	農地改良届出書	1件
報告	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に 伴う農地転用	3件

会長

それでは、議案第29号 農地法第3条関係 8件の案件がございますが、その内、5番と6番につきましては、私が、総会規則17条の「議事参与の制限」に該当しますので、5番と6番を除く、1番から4番までと7番・8番をご審議いただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

失礼します、1ページをご覧下さい。

（番号1番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読） 渡人は相手方の要望により売り渡すとの事でございます。

（番号2番、同項目を同様に朗読） 渡人は耕作が出来ないため売却するとの事です。

（番号3番、同項目を同様に朗読）

（番号4番、同項目を同様に朗読） 4番につきましては、具体的な農地を定めて遺贈するため、特定遺贈となり農地法の許可が必要のための申請でございます。

	<p>す、尚、受人は3番・4番にて面積が5,052㎡で5反要件をクリアーします。</p> <p>(番号7番、同項目を同様に朗読) 渡人は規模縮小の為で、受人は申請地を借用し農業に励むとの事でございます。</p> <p>(番号8番、同項目を同様に朗読) 渡人は労働力不足の理由で、受人は農業経営の規模拡大の理由でございます。</p> <p>いずれの案件も農地法3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると思われ、以上です。</p> <p>ただいま、議案第29号 農地法第3条関係の5番と6番を除く、1番から4番及び7番・8番について説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第29号 農地法第3条関係 5番と6番を除く、1番から4番及び7番・8番について、賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、許可することに決定します。</p> <p>それでは、私は退席をさせていただきますので、5番と6番について祖父江職務代理者の取り回しによりご審議をお願いします。</p> <p>〈 会長退席 〉</p>
<p>会長</p>	
<p>職務代理者</p>	<p>失礼します、会長職務代理として会議を進めます。</p> <p>それでは、議案第29号 農地法第3条関係 5番と6番につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>再度2ページをご覧下さい。</p> <p>(番号5番・6番の譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由・交換地を朗読)</p> <p>この案件につきましても、農地法3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると思われ、以上でございます。</p>
<p>職務代理者</p>	<p>只今、議案第29号 農地法第3条関係の5番と6番について、事務局より説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。</p>

35番委員	この交換の土地はどれくらい離れているのか。
事務局	300m程かと。
35番委員	普通なら同じような面積の交換ですが、これは両方が合意されての交換ですか。
事務局	その様に解釈しております。
職務代理人	他にございませんか。
	(発言なし)
	宜しいでしょうか。
	それでは、議案第29号 農地法第3条関係 5番と6番について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成ですので、許可することに決定します。
	有り難うございました。
	それでは、会長に入ってもらって下さい。
	〈 会長着席 〉
会長	有り難うございました。 それでは議事を進めさせていただきます、議案第30号 農地法第5条関係11件の説明を事務局よりお願いします。
事務局	4ページをご覧下さい。 (番号1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 受人は現在、借家にて妻と二人で居住しており、今後の家族設計等を考慮し分家住宅を建築する理由でございます。 (番号2番、同項目を同様に朗読) より農業に専念できる環境を整えたいとの思いにより農家住宅を建築する計画でございます。 (番号3番、同項目を同様に朗読) 近々、結婚する予定で祖母所有地に分家住宅を建設する計画でございます。 (番号4番、同項目を同様に朗読) 自宅に隣接する申請地を駐車場として利用する計画でございます。

(番号 5 番、同項目を同様に朗読) 現在は会社の寮に入っておりますが、春に結婚する事となり祖母所有地に分家住宅を建築する計画でございます。
(番号 6 番、同項目を同様に朗読) 平成 19 年より一時転用にて使用しておりましたが、今後も利用したいとの事で今般永久転用の申請でございます。
(番号 7 番、同項目を同様に朗読) 理由としまして、造園用品の総合的な販売のための資材の保管、展示、車両等の駐車場として利用する計画でございます。
(番号 8 番、同項目を同様に朗読) 近々、結婚する事となり父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。
(番号 9 番、同項目を同様に朗読) 受人は愛西市、津島市、稲沢市を中心に分譲事業を営みリフォームの仕事も多くなった為、足場及び資材の保管場所として利用する計画でございます。
(番号 10 番、同項目を同様に朗読) 受人は現在、名古屋市の借家で夫、子の三人で居住しており手狭となった為、分家住宅を建築する計画でございます。
(番号 11 番、同項目を同様に朗読) 渡人より細長い土地で耕作に不向きな為、住宅と一体に利用してもらえないかと話があり、今回の申請となり、今後は住宅敷地として利用する計画でございます。
 以上 11 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると思われ、以上でございます。

会長

只今の、議案第 30 号 11 件について何かご質問ございますか。

11 番委員

農振除外案件でございますが、2 番の案件で農家住宅となっておりますが、これは今までの住所地番とかなり離れていると思いますが、分家住宅ではなく農家住宅ですと今までの農家住宅は今後どの様になるのか。
 今までの住宅がそのままですと分家住宅でも良いと思うのですが。

事務局

今までの住宅はそのままの利用で、今回、農作業を主に行っている受人が申請地に出られ、新しく申請地を拠点とし農業を営んで行くとの事でございます。

11 番委員

実質は分家の様だが、農家の主体が変わるのか。

事務局

そうです。

11 番委員

分かりました。

会長

他よろしいでしょうか。

(発言なし)

それでは議案第 30 号 農地法第 5 条関係 11 件について賛成の方は、挙

	<p>手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言うことで、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして事務局から 決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 2件の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>6ページをご覧ください。(農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について1番及び2番、借受人・貸付人・申請地所在、現況地目、面積・公告年月日、期間・作物名・権利の内容・新再設定を朗読説明)</p> <p>尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われ、以上です。</p>
会長	<p>只今、決定第10号について事務局より説明させていただきました、何かご意見ございますか。</p>
22番委員	<p>農地利用集積計画に関する関連事項としてお伺いをする訳で御座いますが、最近各農家の方々も農地の適正な維持管理が非常に難しくなってきました、農地利用集積計画の申請が多く見受けられる訳でございますが、私はこれからの農業の在り方につきましては、農地利用集積計画も一つの案ではございますが、一集落一農場方式、いわゆる集団系の営農を推進すべきではと感じる訳ではございますが、本件につきましては、たとえば法律的には農業委員会の決定を得て、各自治体が農地利用集積計画を作成しなければならないことになっておりますが、愛西市におきまして全域の農地利用集積計画とは作成されているのか、もし作成されていれば将来の愛西市の農地の在り方については、どのような取り決めがされておられるのかお尋ねをさせていただきます。</p>
事務局	<p>集積計画についてはございます、市の方で作っております。</p> <p>どのようなものと言いますと、全てを効率的に利用して、耕作、養畜の業務を行う者に対して集積を行うとなっております。</p>
22番委員	<p>分かりました、今、作成されていると言う事でございますので、出来ましたら愛西市の将来についての農業経営と言うものを非常に心配しておりますので、愛西市が今後どのような農業経営を各農家の皆様方に推奨して行くのかが多分そこに示されていると思います、また、地区ごとによって農地の適正な利用計画が定まっていると思います、その内容が抜粋できれば次の委員会でご配慮いただくと有難いのですが、これはそれぞれの各自治体でも作成されまして、</p>

たとえば集団営農を農協とタイアップしながら積極的に各農業団体に呼びかけておられる地区もございますので、今後農地をどの様な形で整理、経営をしてゆくかと言う事を我々も知る必要があるかと思ひますし、それに基づいて我々も各農家の皆様方に指導すると言う立場ではなからうかと思ひておりますので、そういった物が作成されていれば参考までにいただきたいと思ひます。

会長

今、委員さんが言われた営農集団化を進めて来たところでございますが、個別所得補償制度が導入され、個別所得補償制度ですとやはり大規模農業経営に対して利用権設定を進めていただいております。今言われた様に市がどの様に農業に対して農業政策を進めて行く為の基本的な考え方をお聞きになられたという事でよろしいですか。

22番委員

はい。

会長

市へその旨お伝えさせていただきます、それでよろしいでしょうか。

22番委員

はい。

会長

その他ございますか。

(発言なし)

それでは、決定第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました、全員賛成ですので市へ答申させていただきます、又、22番委員のご意見も申し添えさせていただきますので宜しくお願いします。

続きまして、

専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	7件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	1件
専決報告	現況証明願	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	11件
報告	農地改良届出書	1件
報告	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用	3件

について事務局より説明をお願いします。

事務局

7ページをご覧ください、(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から7番の届出者住所氏名・届出地・面積・権利の種類を朗読説明)

8ページをご覧ください、(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)

9ページをご覧ください、(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)

10ページをご覧ください、(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、台帳地目、現況地目・面積・事由・備考を朗読説明)

11ページをご覧ください、(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から11番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明)

15ページをご覧ください、(報告 農地改良届出書 1番の届出者住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間、備考(目的・搬入計画・盛土高)を朗読説明)

16ページをご覧ください、(報告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 1番から3番の認定電気通信事業者住所氏名・所在地・事由・進達日・備考を朗読説明)以上3件は、農地法施行規則53条14号にて転用のための権利移動の制限の例外となっております。

以上でございます。

会長

只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか、それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました、全員賛成ですので、可決承認をさせていただきました。

それでは、その他に入らせていただきます。

・佐織地区 農地パトロール報告をお願いします。

祖父江委員

・農地パトロール報告

<p>会長</p>	<p>どうも有り難うございました。 事務局より報告事項があれば。</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今月の農地パトロール 12月27日(月) 午後1時30分 愛西市役所 第4会議室 ・ 次回農地パトロール立田地区 1月25日(火) 予定しております。 ・ 次回農業委員会 1月20日(木) 午後4時 立田庁舎 第一会議室 ・ 農業委員会交歓会の案内文を配布させていただきました、定例会終了後、午後6時より開催させていただきます。 ・ 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を12月13日より実行組合の班長さんへ配布させていただいております。 提出期限は1月10日 ・ お手元に「農業委員手帳」「全国農業会議所のカレンダー」及び来年度の定例農業委員会と農地パトロールの日程表をお配りさせていただきましたので宜しくお願いします。 <p>又、お手元に「包括的経済連携等に関する要請決議」を配布させていただきました、内容は愛知県農業会議の方から各農業委員会へ、この様な要請決議を12月2日全国農業委員会会長代表者審議会で決議され、これを各関係機関へ送付したとする案内でございます、又、各地区の農業委員会からも可能な限り市町村議会及び市町村部局へ働きかけをしていただきたいとする要請も来ておりますので報告をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>その他、何かございますか。</p>
<p>35番委員</p>	<p>今、事務局長から報告があった関係ですが、この様に本格的な行政機関が行い、又、必要な事ですし、これは是非広く農業関係などに訴えていただき、農業委員会はどうかと言う事で議題に上げていただき検討をお願いしたいと思います。 特にTPPの問題ではJA始め色々な団体が全国的にTPPには反対の動きがありますが、先日、愛知県の農政課とか振興課、経済課へ私も行ってきまして、愛知のTPPに関する影響では新聞に報道されているのは900億円以上、その他に環境や洪水等による影響が2,000億以上出ると愛知県が試算しておりまして、これは大変な事だと、愛西市としてもどの様な影響が出るのか、愛西市の議会でも一般質問で議員が質問をされたようですが、愛西市の影響について事務局がつかんでいる範囲内でお伺いできればお聞かせ願いたい。</p>
<p>事務局長</p>	<p>TPP参加によりまして愛西市の影響につきましては、農産物につきましては平成18年の農業算出額及び農業生産所得統計に基づいて試算をさせていただきましたところ、約21億円の減少が見込まれるとなっております、これに関しましては国、県と同じような手法で算出と言う事で、米におきましては生</p>

35番委員

産減少量90%、酪農75%、養豚70%、養鶏18%のそれぞれの生産減少率という事で試算させていただいております、又、他の野菜ですが苺、レンコンにつきましては試算の対象にはしていません。

今、事務局長よりお話がございましたが、影響はこればかりでなく環境の関係が出ればこれの倍以上の影響が出る事となるため、本当に深刻だという周知がまだまだ不十分である状況なので、出来ましたらJAさん等の会場を借りてTPPの学習会や討論会をやっているところが全国では色々ありますので、今後は計画していただいて、TPPの問題点については是非分かりやすい説明を組合員や色々の方に出来るような方向にお願いしたいと思います。

会長

TPPの問題ですが、おかげさまで愛西市は22日の本会議で採決をしていただけると言う様な事、津島市、弥富、蟹江、飛島も同様でございますので、農業関係団体だけが言ってもなかなか理解をしていただけない事もございますので、消費者の皆さんにも分かっていただける様な事をしっかり説明すべきであると思っておりますのでよろしくお願い致します。

その他、何かございましたら。

(発言なし)

無いようですので、これをもちまして、12月定例農業委員会を閉会とさせていただきます。

閉 会 (9 時 4 9 分)

平成22年12月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号24番委員 井戸田 幸 夫

議事録署名者

議席番号27番委員 古 野 正 史

--	--